

「墨田区耐震改修促進計画」の改定（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

「墨田区耐震改修促進計画」の改定（案）について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に厚く御礼を申し上げますとともに、今回いただいたご意見等の要旨及びそれに対する区の考え方を公表します。

1 パブリック・コメント

(1) 実施概要及び結果

ア 公表資料

「墨田区耐震改修促進計画」の改定（案）

イ 意見募集期間

令和7年12月4日（木）から令和8年1月9日（金）まで

ウ 意見募集の周知及び公表方法

（ア） 実施の周知

- ・区公式ウェブサイト 令和7年12月4日から令和8年1月9日まで
- ・区のお知らせ 令和7年12月11日号
- ・区公式SNS（LINE・フェイスブック）

（イ） 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・都市計画部不燃・耐震促進課窓口

エ 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Log oフォーム）又は持参

オ 意見提出先

都市計画部不燃・耐震促進課

カ 意見募集の結果

意見者数：3人、意見数：6件

(2) 意見等の概要と区の考え方

	意見等の概要	区の考え方
1	危険なブロック塀等の対策範囲として、避難路へ通じる道沿いとのことだが、小学校の通学路や、人通りの多いエリアも優先度を高く対策していただきたい。	区内全域の道路及び通路に面したブロック塀等を対象に面的な普及啓発活動を実施し、危険なブロック塀等の解消を促進していきます。

2	<p>被災時や避難時に役立てたいため、危険なブロック塀や倒壊しそうな建物などを可視化して公開していただきたい。例えば、近隣に建設が頓挫して建設中のまま何年も放置されているマンションがある。こういった建物も所有者に働きかけを行っているのか、あるいは耐震性に問題はないのか、第三者から判断ができず近隣住人としては不安がある。</p>	<p>区では法令に基づき、公共性が高い建築物においては耐震診断の結果を公表しておりますが、その他の個人が所有する建築物については、プライバシーや資産価値に関わる内容であるため、公開しておりません。</p> <p>例示していただいた建設中のマンションについては、法令等に則し適切に対応していきます。</p>
3	<p>住宅の耐震改修工事助成において、建築基準法第42条第2項道路に面した住宅で建物が道路に突出していた場合、その突出部分の是正が条件となっており、この規定がネックで耐震化が進まないことが多い。そこで、建替えを行う際に突出部分を解消することを条件に助成対象として扱うことで耐震改修を優先的に実施できる制度としていただきたい。</p>	<p>災害に強い安全なまちを実現するためには、災害時に避難路や救助・救急活動の基盤となる道路の幅員を確保することが不可欠であり、建築基準法第42条第2項道路等に突出した建築物については、当該突出部分の是正を促していく必要があります。そのため、耐震改修工事助成においても、道路突出部分の是正を助成金交付の要件としています。</p>
4	<p>耐震化普及啓発活動等で木造住宅の所有者を対象に収集したアンケート等を確認したところ「自宅にお金をかけたくない」、「費用が大きい」との回答が多数あったため、必要な耐震改修工事を複数回に分ける「段階的改修」を導入し、工事費用を分散することで1回の費用負担を軽減できるのではないかと。</p>	<p>耐震改修工事を複数回に分ける「段階的改修」は、一度に支出する金額を抑えることはできますが、工事を実施する度に仮設工事費等が発生してしまい、結果的に一括の工事よりも割高になることが想定されます。本計画においては、助成制度の拡充等によって費用負担を軽減し、耐震化促進を図っていきます。</p>
5	<p>建築基準法における耐震基準の改正後、初めての大地震である阪神・淡路大震災の被害状況は、その後の耐震対策のスタートとして欠かせない内容と思われることから、計画上に記載すべき。</p>	<p>阪神・淡路大震災の被害状況等を計画に追記いたします。</p>
6	<p>耐震化率の現状を考えると計画案に沿って見直しを進めるべきだと思う。</p>	<p>更なる耐震化の促進を図っていくため、当該計画を基に各種耐震化施策について取り組んでいきます。</p>